国際知財司法シンポジウム 2026
模擬裁判－韓国

裁判長　特許法院　判事　金玘洙

2026年 10月 22日

原告代理人　法務法人（有限）太平洋　弁護士　鄭源英
被告代理人　NOWH 外国法事務弁護士事務所　弁護士　李厚東

特許法院 2026ナXXXX 特許権侵害差止

担当裁判部の冒頭発言

韓国における特許の均等侵害の判断基準

1. 韓国における特許の均等侵害の判断基準

1. 課題解決原理の同一性
2. 実質的に同一の作用効果
3. 置換容易性
4. 自由実施技術該当性
5. 出願経過上の意識的除外の有無

特許法院 2026ナXXXX 特許権侵害差止

原告弁論および技術説明資料

原告代理人　法務法人（有限）太平洋　弁護士　鄭源英

bkl

1. 特許発明と被告製品の対比

特許請求の範囲

A	携帯端末を載置する載置部と、ヒンジ軸を介して 前記載置部が回動自在に連結されるベース部と、 を備える携帯端末用スタンドであって、
B	ヒンジ軸の周りに沿って 前記ベース部に形成された複数の凹部と、
C	載置部側から突出し、所定位置で 前記凹部に嵌合する凸部と、
D	前記凸部を付勢する金属製の圧縮コイルばねと、 を有する、
E	ことを特徴とする携帯端末用スタンド

被告製品の構成

a	携帯端末を載置する載置部と、ヒンジ軸を介して 前記載置部が回動自在に連結されるベース部と、 を備える携帯端末用スタンドであって、
b	ヒンジ軸の周りに沿って 前記ベース部に形成された複数の凹部と、
c	載置部側から突出し、所定位置で 前記凹部に嵌合する凸部と、
d	前記凸部を付勢する金属製の板ばねと、を有する、
e	ことを特徴とする携帯端末用スタンド

1. 特許発明と被告製品の対比

A・B・C・Eの結合構造は同一であり、Dのばね形状のみが相違する

特許発明　D「金属製圧縮コイルばね」

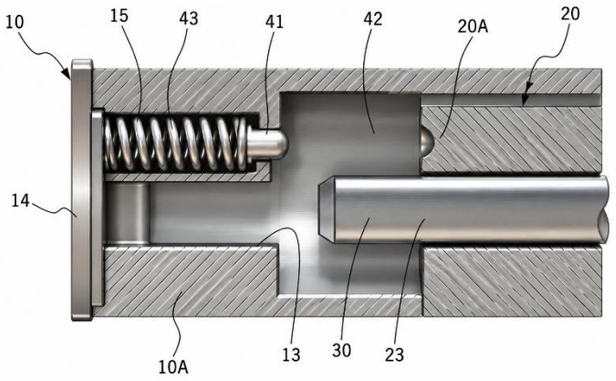

- 共通構造　ヒンジ軸・弾性部材（ばね）・凸部・凹部
- ばね形状　圧縮コイル形・軸方向の圧縮・復元

被告製品　d「金属製板ばね」

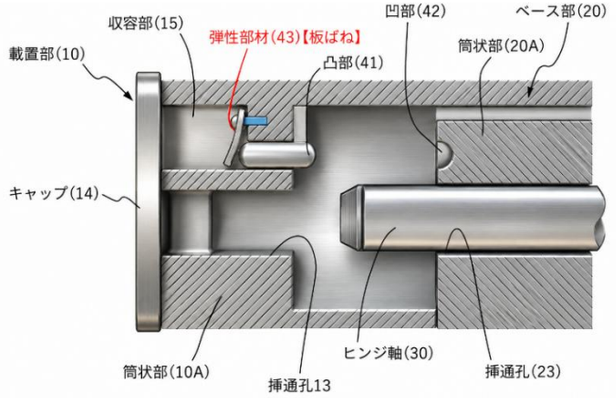

- 共通構造　ヒンジ軸・弾性部材（ばね）・凸部・凹部
- ばね形状　板形・曲げ・復元

全体構造は同一であり、ばねの具体的形状のみが相違する

被告製品は特許発明と均等であり、原告の特許権を侵害している

2. 従来技術と特許発明

先行文献１　ゴム製ストッパー

〔図１〕

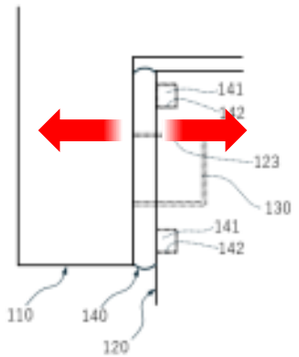

〔図２〕

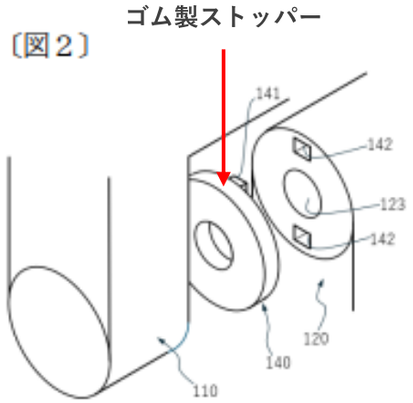

- 凸部と凹部の嵌合→ベース部にストッパー固定
- ゴムの弾性及び摩擦力により載置部の角度を一定に保持

特許発明　金属製圧縮コイルばね

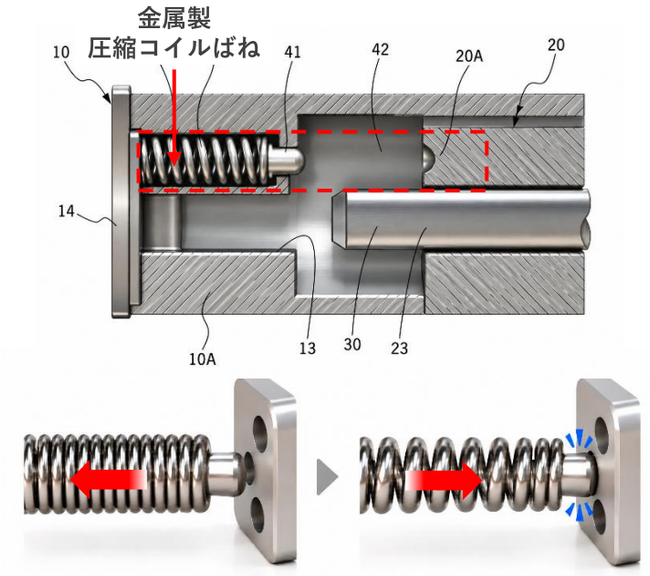

- 載置部に弾性部材及び凸部配置
- 軸方向に圧縮 → 弾性復元力により凸部を付勢
- 所定位置で凸部が凹部に瞬時に嵌合し、載置部の角度保持
- 金属製ばねの使用により摩耗・経年劣化を防止

3. 圧縮コイルばねと板ばねの作動方式の比較

両製品は、ばねの変形方式は異なるものの、**金属ばねの弾性復元力**により凸部を付勢して凹部に嵌合させるという共通の作動原理に基づき、明確なクリック感と安定した角度保持機能を実現する。

特許発明　金属製圧縮コイルばね

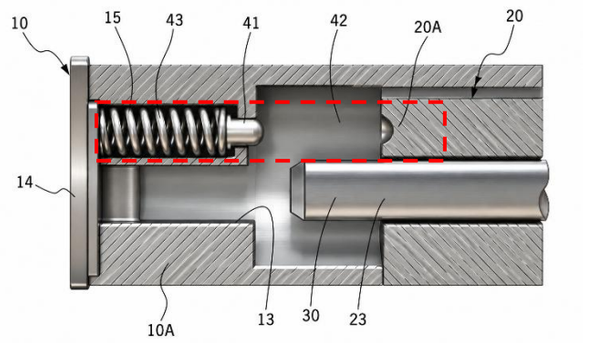

軸方向に圧縮 → 弾性復元力により凸部を付勢

共通の作動原理

1. 金属ばねの弾性復元力により凸部を付勢
2. 所定位置で凸部が凹部に瞬時に嵌合
3. 経年劣化を防止 明確なクリック感を発生
4. 携帯端末載置部の堅固かつ安定した角度保持

被告製品　金属製板ばね

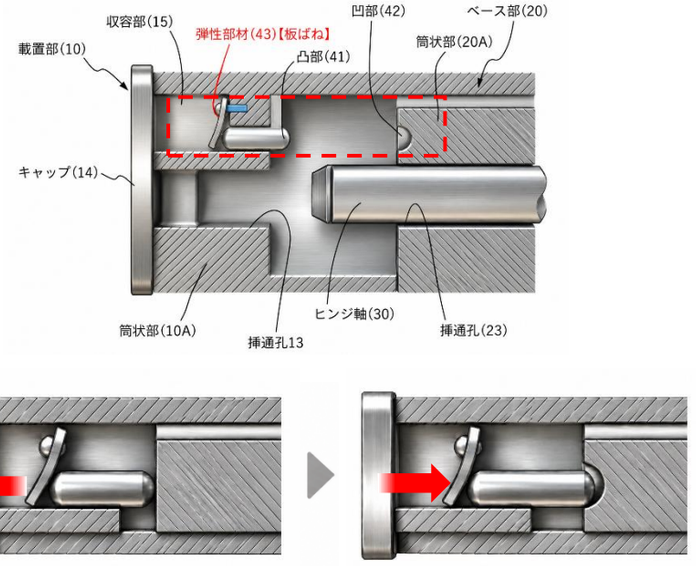

曲げ変形 → 弾性復元力により凸部を付勢

4. 被告製品は本件特許発明と課題解決原理が同一である

均等侵害における課題解決原理の同一性は、特許請求の範囲の一部の構成のみを形式的に比較して判断すべきではなく、
明細書及び出願当時の公知技術を参酌し、**特許発明に特有の技術思想の核心**を実質的に探究しなければならない（2012フ1132、2017フ424）

特許発明　金属製圧縮コイルばね

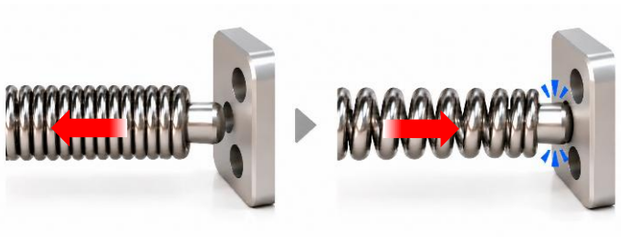

特許発明の作動原理

弾性復元力 → 凸部を付勢 → 凹部に嵌合

共通する課題解決原理

形状は異なっても、核心的な作動原理は同一

従来技術の問題点
- 長期間の使用により摩耗し、摩擦力の維持が困難
- 経年劣化により所望の角度保持が困難となる

金属ばねの弾性復元力により凸部を付勢し、凸部が凹部に瞬時に嵌合

課題の解決
- 部材の摩耗又は経年劣化を防止
- 堅固かつ安定した角度保持

技術思想の核心

金属ばねの復元力により凸部を凹部に嵌合させること

被告製品　金属製板ばね

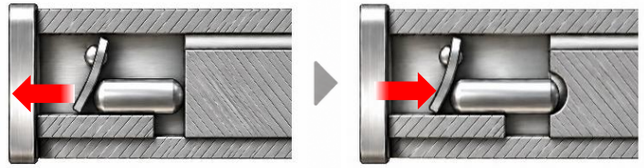

被告製品の作動原理

弾性復元力 → 凸部を付勢 → 凹部に嵌合

課題解決の 核心

摩擦ヒンジの摩耗・ゴム製ストッパーの経年劣化を克服し、長期間にわたり堅固かつ安定した角度保持を実現することが課題である。
特許発明と被告製品はいずれも、金属ばねの弾性復元力により凸部を付勢して凹部に嵌合させるという同一の課題解決原理を用いている。

5. 板ばねに置換しても特許発明と同一の作用効果が生じる

先行技術で解決されなかった技術課題として、特許発明が解決した課題を確認対象発明も解決するのであれば、
原則として**確認対象発明の作用効果と特許発明の作用効果は実質的に同一**であるとみなすことができる（2022フ10722、2021フ10589）

特許発明　金属製圧縮コイルばね

金属製
圧縮コイルばね

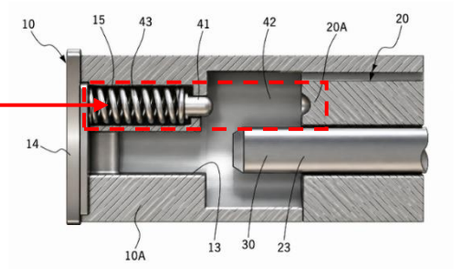

金属製コイルばねの弾性復元力

軸方向に圧縮 → 弾性復元力 → 凸部を付勢

共通する作用効果

技術思想	• 金属製ばねの弾性復元力 • 所定位置で凸部が凹部に瞬時に嵌合
作用効果	• 部材の摩耗又は経年劣化を防止 • 携帯端末載置部の堅固かつ安定した角度保持

両ばねは具体的形状こそ異なるものの、**金属製ばねの弾性復元力**により凸部を凹部に嵌合させ、**同一の作用効果**を達成する

被告製品　金属製板ばね

金属製
板ばね

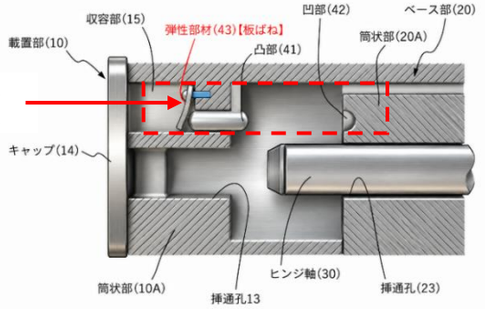

金属製板ばねの弾性復元力

曲げ変形 → 弾性復元力 → 凸部を付勢

結論

圧縮コイルばねは軸方向の圧縮、板ばねは曲げにより復元力を生じさせるが、両者はいずれも同一の作用効果を達成する

6. 板ばねは出願過程において意識的に除外されたものではない

大法院2023年2月2日宣告 2022フ10210

**「出願過程において特許請求の範囲の減縮が行われたという事情だけをもって、
減縮前の構成と減縮後の構成との間に存在するすべての構成が特許請求の範囲から意識的に除外されたと断定すべきではない。」**

- **意識的除外の有無は、以下の事情を総合して判断する**（大法院2018年8月1日宣告 2015ダ244517判決、大法院2023年2月2日宣告 2022フ10210判決）。

1. 審査官が示した拒絶理由
2. 出願人の補正書及び意見書
3. 補正の具体的理由
4. 出願過程に現れた出願人の意図

6. 板ばねは出願過程において意識的に除外されたものではない

① 当初請求項	② 拒絶理由	③ 補正	④ 意見書	⑤ 特許査定
弾性部材	ゴム製ストッパー	金属製圧縮コイルばね	線形的な圧縮・反発	拒絶理由なし

出願経過に現れた客観的事情

拒絶理由	先行文献1には、弾性部材であるゴム製ストッパーの凸部が凹部に付勢・嵌合する構造が開示されている。
補正に関する意見	原告は「弾性部材」を「金属製圧縮コイルばね」に補正 • ゴム製ストッパー：経年劣化の問題。クリック感が不足 • 金属製圧縮コイルばね：線形的な圧縮・反発という機械的メカニズムを利用
板ばねに関する事情	出願当時、コイルばね→板ばねへの置換は当業者にとって容易ではなかった

法理の適用

補正の客観的目的

①先行文献1の「ゴム製ストッパー」との重複を回避

②ゴムの経年劣化の問題を解決する金属ばねを採用

→「**すべての非コイル型金属弾性部材**」を排除したとみる根拠は乏しい

結論

出願経過全体を総合すれば、「金属製板ばね」を特許発明の保護範囲から意識的に除外したとは認め難い

7. 韓国特許法上の均等侵害の要件に基づく結論

1	2	3	4	5
課題解決原理の同一性	**実質的に同一の作用効果**	**置換容易性**	**自由実施技術該当性**	**出願経過上の意識的除外の有無**
特許発明の技術思想の核心は、金属ばねの復元力により凸部を凹部に嵌合させる点にある。	両構成は、復元力により凸部を付勢して凹部に嵌合させ、安定した角度保持機能を実現する。	被告製品の販売時に、圧縮コイルばねを板ばねに置換することは容易であった。	出願当時、コイルばねを板ばねに置換することは容易ではなかった。	出願経過全体をみても、板ばねを意識的に除外したとは認め難い。
要件充足	**要件充足**	**要件充足**	**除外事由なし**	**除外事由なし**

結論

被告製品は特許発明と均等であり、原告の特許権を侵害する

特許法院 2026ナXXXX 特許権侵害差止

被告弁論および技術説明資料

被告代理人　NOWH外国法事務弁護士事務所　弁護士　李厚東

被告主張の要旨

1. 被告製品と本件発明は課題の解決原理が相違する。
2. 作用効果も実質的に同一ではない。
3. 置換容易性
4. 自由実施技術該当可否
5. 出願経過上、意識的除外があった。

1. 課題解決原理の相違

1 課題解決原理の把握基準

大法院2014年7月24日宣告 2012フ1132判決

- 確認対象発明と特許発明の課題解決原理が同一であるかを判断するに当たっては、特許請求の範囲に記載された構成の一部を形式的に抽出するのではなく、明細書に記載された発明の説明及び出願当時の公知技術等を参酌し、先行技術と対比したときに、特許発明に特有の解決手段が基礎としている技術思想の核心が何であるかを実質的に探究して判断しなければならない。
- 特許発明の課題解決原理を把握する際に、発明の説明の記載のみならず出願当時の公知技術等まで参酌するのは、全体の先行技術との関係において特許発明が寄与した程度に応じ、特許発明の実質的価値を客観的に把握して、それに相応する保護を与えるためである。したがって、このような先行技術を参酌し、特許発明が技術発展に寄与した程度に応じて、特許発明の課題解決原理をどの程度広く又は狭く把握するかを決定しなければならない。

✓ 先行技術との対比

✓ 特許発明に特有の解決手段が基礎としている技術思想の核心

✓ 特許発明が技術発展に寄与した程度

出願当時の先行技術と対比して実質的な技術的寄与を基準として課題解決原理の範囲を定める

1. 課題解決原理の相違

2 本件特許発明の先行技術 ー 先行文献１

技術的課題

- 携帯端末用スタンドにおいて載置部が所望の傾斜角を保持

解決手段

ゴム製ストッパー＋弾性による圧接結合

載置部とベース部との間にゴム製ストッパーを挟み込み、圧縮・弾性変形した状態で取り付け

〔図１〕

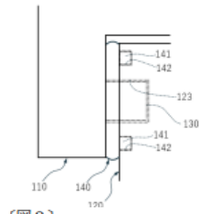

〔図２〕

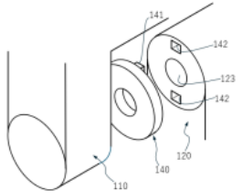

ゴムの弾性復元力

凸部 → 凹部に圧接・嵌合

載置部の回転防止・角度保持

構成

弾性部材 ＋ 凸部 ＋ 凹部

限界

- ゴム素材特有の摩耗・経年劣化
  → 弾性低下 → 角度保持力の低下

→ **本件発明の解決課題**

弾性部材（ゴム製ストッパー）の圧縮 → 弾性復元力で凸部を押し付け → 凹部に圧接結合 → 載置部の角度を保持

1. 課題解決原理の相違

3 本件特許発明の課題解決原理

技術的課題

載置部が適宜な傾斜角を保持する携帯端末用スタンドにおいて、素材の摩耗・経年劣化による角度保持力の低下

出願経過

最初の請求項

「弾性部材」により凸部を付勢

「先行文献1のゴム製ストッパーと同一」という理由による新規性拒絶

補正後

「金属製圧縮コイルばね」で凸部を付勢

本件特許発明の作動メカニズム

01 **軸方向の圧縮 ｜ 金属製圧縮コイルばね**

02 **反発 ｜ 線形的な圧縮反発力**

03 **凸部を付勢 ｜** ばね先端の凸部

04 **凹部への嵌合 ｜** 載置部の回転防止

05 **堅固な角度保持 ｜** 長期間の安定性

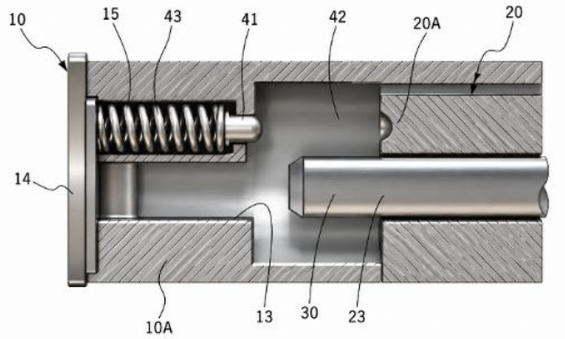

先行技術と比較して、特許発明が追加した具体的な技術手段は金属製圧縮コイルばねのみである

1. 課題解決原理の相違

3 本件特許発明の課題解決原理

本発明の技術的寄与

- ゴム弾性部材で凸部を押さえる構造が先行文献1にすでに存在する
  → 先行技術と対比して特許発明が追加した具体的技術手段は金属製圧縮コイルばねのみである
- 「金属製圧縮コイルばね」を選択し、部材の摩耗・材料の経年劣化という問題を解決した。
  → 実質的な技術的貢献は、金属製圧縮コイルばねという具体的な技術手段の選択にある

本件発明の課題解決原理

- 載置部に金属製の圧縮コイルばねを配置し、その圧縮反発力で凸部を付勢

1. 課題解決原理の相違

4 被告製品の課題解決原理

被告製品の作動メカニズム

01 **曲げ** | **金属製板ばね**

02 **反発** | **弾性復元力**

03 **凸部を付勢** | ばね先端の凸部

04 **凹部への嵌合** | 載置部の回転防止

05 **堅固な角度保持** | 長期間の安定性

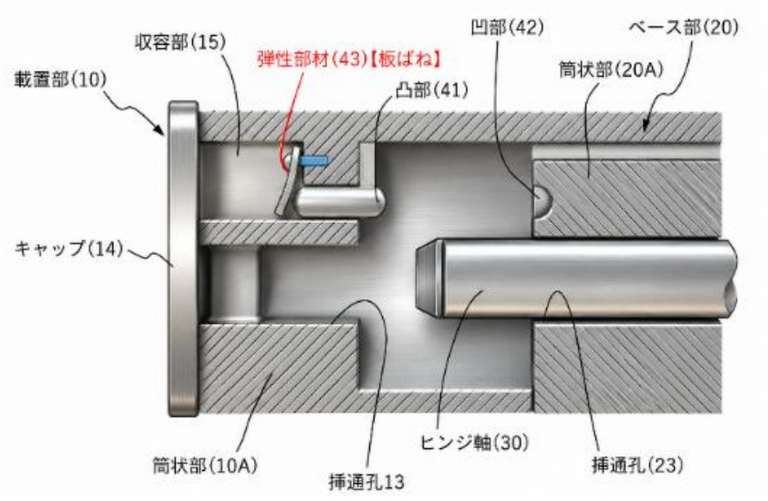

特許発明の金属製圧縮コイルばねが金属製板ばねに代替

1. 課題解決原理の相違

5 課題解決原理が同一ではない

大法院2019年1月31日宣告 2018ダ267252判決

特許法が保護しようとする特許発明の実質的価値は、先行技術では解決されていなかった技術的課題を特許発明が解決し、技術発展に寄与した点にあるから、…特許発明に特有の課題解決原理を考慮しなければならない。

課題解決原理の相違

- 本件発明：「金属製圧縮コイルばね」による凸部付勢
- 被告製品：「金属製板ばね」で凸部を付勢

均等論の射程範囲

原告の主張：「金属製の弾性部材」により凸部を付勢

- 弾性部材（拒絶）⊃ 金属製弾性部材 ⊃ 金属製圧縮コイルばね（特許）
- 上位概念 → 本件発明の課題解決原理を過度に抽象化
- 特許請求の範囲の事後的な拡張 → 第三者の信頼および予見可能性を害す

特許発明の実質的な技術的貢献を超えた保護は、均等論の趣旨に合致しない

2. 作用効果の相違

作用効果比較の対象

大法院2019年1月31日宣告 2018ダ267252判決

- 作用効果が実質的に同一であるか否かは、先行技術では解決されていなかった技術的課題として、特許発明が解決した課題を侵害製品等も解決しているかを中心に判断しなければならない
- 発明の説明の記載及び出願当時の公知技術等を参酌して把握される、**特許発明に特有の解決手段が基礎としている技術思想の核心が、特許発明の出願当時に既に公知であったか、それと異ならないものにすぎない場合**には、その技術思想の核心が特許発明に特有であるとはいえない。 … このような場合には、特許発明の技術思想の核心が侵害製品に具現されているか否かをもって作用効果の実質的同一性を判断することはできず、**均等性が問題となる構成要素の個別的な機能・役割等を比較して判断**しなければならない。

2. 作用効果の相違

特許発明と被告製品の作用効果

弾性部材の復元力により凸部を付勢して凹部に嵌合させることで、載置部の角度を保持する技術思想は、すでに公知である
→ 均等の可否が問題となる構成要素であるばねの個別的な機能を比較すべきである

本件特許発明　金属製圧縮コイルばね

線形的な圧縮反発力

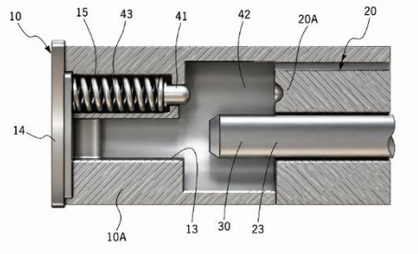

軸方向に圧縮 → 線形反発力が発生 → 凸部を付勢

被告製品　金属製板ばね

曲げ変形により生じる弾性復元力

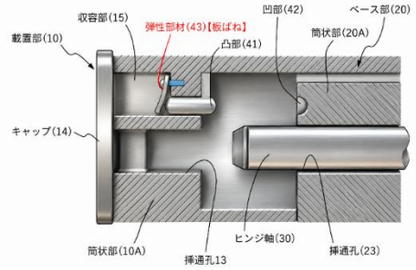

曲げ → 弾性復元力が発生 → 凸部を付勢

両ばねの個別的な機能及び作動メカニズムが同一ではない

3. 板ばねの意識的除外

出願経過の総合的考慮

大法院2017年4月26日宣告 2014フ638判決

- 特許発明の出願過程において、ある構成が請求の範囲から意図的に除外されたものであるかは、明細書だけでなく、出願から特許査定に至るまで審査官が示した見解および出願人が提出した補正書や意見書などに示された出願人の意図、補正理由などを考慮して判断しなければならない。

拒絶理由	特許庁審査官が示した見解
補正書・意見書	出願人の意図
補正の具体的な理由	どの先行技術を回避しようとしたのか

単に減縮補正の有無ではなく、補正の理由など出願経過に現れた客観的事情を総合的に判断すべき

3. 板ばねの意識的除外

補正の経緯

当初出願	「載置部に配置された凸部を付勢」する構成要素を「弾性部材」と記載
拒絶理由通知	先行文献1のゴム製ストッパーが「弾性部材」に該当するため新規性を欠く
補正	「**弾性部材**」→「**金属製圧縮コイルばね**」
意見書	「**金属製圧縮コイルばねの線形的な圧縮・反発という機械的メカニズム**」を**先行技術との差異**として主張
特許査定	補正後、拒絶理由なし→特許査定

3. 板ばねの意識的除外

出願過程における意識的除外

単に「ゴム製ストッパー」を排除するのであれば	「**金属製弾性部材**」のような、より広い表現を選択することもできた
それにもかかわらず選択した表現	「**金属製（素材）**」「**圧縮（機能）**」「**コイルばね（形状）**」のすべてを請求項で限定
意見書における主張	「**線形的な圧縮・反発**」という具体的作動メカニズムを差異として積極的に提示
出願経過の客観的意味	「金属製圧縮コイルばね」は、単なる減縮（形状限定）ではなく、**特許査定を可能とした具体的な技術手段**である → 圧縮コイルばねとは**異なる方式で作動する弾性部材を権利範囲から除外**する選択

- **板ばねは線形的な圧縮反発力ではなく、弾性復元力によって凸部を付勢**
- **意識的に除外された板ばねを再び権利保護範囲の内に組み込むことは、出願経過に反する事後的な保護範囲の拡張**

4. 結論

被告製品は本件特許発明と均等ではない

課題解決原理	本件特許発明と被告製品は、その課題解決原理が相違する	>>>	不充足
作用効果	本件特許発明と被告製品は、その作用効果も相違する	>>>	不充足
意識的除外	原告は出願過程において、金属製圧縮コイルばね以外の弾性部材を 本件発明の技術的範囲から意識的に除外した	>>>	除外

文言侵害はもちろん、均等侵害も成立しない　→　被告製品は本件特許を侵害するものではない

特許法院 2026ナXXXX 特許権侵害差止

担当裁判部からの釈明

ご清聴、ありがとうございました

韓国チーム	裁判長	特許法院	判事	金玘洙
	原告代理人	法務法人（有限）太平洋	弁護士	鄭源英
	被告代理人	NOWH外国法事務弁護士事務所	弁護士	李厚東